

## 2 男女共同参画基本計画体系図

### 第1部 基本的考え方

#### 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

- ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- ・男女共同参画社会基本法の制定

#### 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

- ・男女共同参画基本計画の考え方
- ・男女共同参画基本計画の構成

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

#### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
  - ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成
  - ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進
  - ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組
- イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
  - ・女性国家公務員の採用・登用等の促進

##### (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

- ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
  - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援
  - ・市町村への取組の普及
- イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
  - ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
  - ・地方公共団体への情報提供等
  - ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮

##### (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

- ・社会的気運の醸成
- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請
- ・大学等への協力要請

##### (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

- ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
  - ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体化
  - ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施
- イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
  - ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化の検討
  - ・女性リーダーの養成
- ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
  - ・政策・方針決定過程の透明性の確保

#### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

##### (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施
- ・家族に関する法制の整備
- ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討
- ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し

##### (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

- ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

##### (3) 法識字の強化及び相談の充実

- ・法令や条約の周知等
- ・相談体制の充実
- ・国際化への対応

##### (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

- ・統計調査等の充実
- ・無償労働の数量的把握の推進

### 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

- ア 男女雇用機会均等法の履行確保
  - ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化
  - ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底
  - ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底
  - ・個別紛争解決の援助、相談機能の強化
  - ・女子学生の就職問題に関する施策の推進
- イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
  - ・国民的気運の醸成
  - ・企業のポジティブ・アクション取組の促進
- ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
  - ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討

#### (2) 母性健康管理対策の推進

- ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等
- ・妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討

#### (3) 女性の能力発揮促進のための援助

- ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
  - ・情報提供、相談、研修等の拡充
  - ・公共職業訓練等の推進
  - ・労働者の自発的な職業能力開発の推進
  - ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究
- イ 再就職に向けた支援
  - ・育児・介護等により退職した者に対する支援
  - ・職業能力開発の積極的展開

#### (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- ア パートタイム労働対策の総合的な推進
  - ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底等
  - ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底
  - ・パートタイム労働者の雇用の安定
  - ・パートタイム労働者に対する能力開発
- イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
  - ・事業の適正な運営の確保
  - ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保
- ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
  - ・女性起業家に対する支援
  - ・家族従業者の実態把握等
- エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進
  - ・テレワーク・SOHOの普及促進
  - ・在宅勤務等の普及促進
  - ・在宅就業対策の推進
  - ・家内労働者の労働条件の改善

### 4 農山漁村における男女共同参画の確立

#### (1) あらゆる場における意識と行動の変革

- ・「個」としての主体性の確保
- ・固定的な役割分担意識の是正
- ・社会的な気運の醸成・高揚
- ・調査研究・研修・統計等における取組の充実

#### (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・女性の能力の開発と適正な評価

#### (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

- ・女性の経済的地位の向上
- ・技術・経営管理能力の向上
- ・快適に働くための条件整備

#### (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成
- ・住みやすく快適な生活環境の整備
- ・交流ネットワークの形成

#### (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- ・高齢者生活支援体制の整備
- ・高齢者の活動の推進
- ・老後の自立の確保

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - ・保育サービスの整備
  - ・放課後児童対策の充実
  - ・幼稚園における子育て支援の充実
  - ・子育てに関する相談支援体制の整備
  - ・子育てのための資産形成の支援
  - ・児童虐待への取組の推進
  - ・子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

- イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
  - ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援
- ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
  - ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
- イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
  - ・育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進
  - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
- ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
  - ・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
- エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
  - ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
  - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
  - ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

- ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
  - ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発
  - ・家庭教育に関する学習機会の充実
  - ・父親の家庭教育参加の支援・促進
- イ 地域社会への男女の共同参画の促進
  - ・地域社会活動への参画促進
  - ・地域の教育力の再生
  - ・消費者教育の推進・支援
  - ・環境保全活動への参画の支援
  - ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
  - ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備
- ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
  - ・労働時間の短縮
  - ・フレックスタイム制等の普及促進
  - ・勤労者リフレッシュ対策

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
  - ・介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
  - ・介護サービス基盤の整備
  - ・介護予防・生活支援のための取組
  - ・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成
- ウ 介護に係る人材の確保
  - ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進
  - ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

(2) 高齢期の所得保障

- ・公的年金制度の安定的な運営
- ・企業年金等の充実
- ・自助努力による資産形成等の促進

- (3) 高齢者の社会参画の促進
  - ・定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等
  - ・学習機会の整備等
  - ・高齢者の社会参加活動の促進
  - ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援
- (4) 障害のある者への配慮の重視
  - ・総合的な障害者施策の推進
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
  - ・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
  - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
    - ・国民の意識啓発
  - イ 体制整備
    - ・相談・カウンセリング対策の充実
    - ・研修・人材確保
    - ・厳正かつ適切な対処の推進
    - ・関係機関の連携の促進
    - ・法的対応
  - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
    - ・安全・安心まちづくりの推進
    - ・防犯対策の強化
    - ・有害環境の浄化対策の推進
  - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
    - ・被害の実態把握
    - ・加害者の研究
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
  - ア 関係機関の取組及び連携の推進
    - ・関係機関の取組
    - ・関係機関の連携
  - イ 相談体制の充実
    - ・相談体制の充実
  - ウ 被害者の保護・自立支援
    - ・緊急一時保護
    - ・自立支援
  - エ 暴力行為への厳正な対処等
    - ・暴力行為からの安全の確保
    - ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
  - ア 性犯罪への厳正な対処
    - ・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進
    - ・性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
    - ・性犯罪の潜在化防止に向けた取組
  - イ 被害者への配慮
    - ・指定被害者支援要員制度の効果的運用
    - ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
    - ・関係機関との連携の推進
    - ・被害少女に対する支援活動の推進
    - ・被害者連絡等の推進
- (4) 売買春への対策の推進
  - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
    - ・売買春の根絶に向けた取締りの強化等
    - ・社会復帰支援の充実
    - ・売買春からの女性保護
  - イ 児童買春に対する対策の推進
    - ・児童買春の根絶に向けた取締りの強化
    - ・相談体制の充実
  - ウ 国際的動向への対応
    - ・国際的動向への対応
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
  - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
    - ・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
    - ・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策
  - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
    - ・教育等の場における対策

(6) ストーカー行為等への対策の推進

- ア ストーカー行為等への厳正な対処
  - ・ ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者の支援及び防犯対策
  - ・ 被害者の支援及び防犯対策

8 生涯を通じた女性の健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

- ・ 女性の健康問題への取組についての気運の醸成
- ・ 学校における性教育の充実
- ・ 性に関する学習機会の充実

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
  - ・ 女性の健康保持のための事業等の充実
  - ・ 健康教育の推進
- イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
  - ・ 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
  - ・ 不妊専門相談サービス等の充実
  - ・ 周産期医療の充実
  - ・ 女性の主体的な避妊のための知識等の普及
- ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
  - ・ 成人期、高齢期の健康づくりの支援
  - ・ 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進
  - ・ 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ア HIV/エイズ、性感染症対策
  - ・ 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
  - ・ 性感染症対策の推進
  - ・ 学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進
- イ 薬物乱用対策の推進
  - ・ 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
  - ・ 少女による薬物乱用対策の推進
  - ・ 薬物乱用防止教育の充実
  - ・ 薬物乱用を許さない社会環境の形成

9 メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
  - ・ メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
  - ・ 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
  - ・ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
  - ・ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
  - ・ メディアにおける男女共同参画の推進
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
  - ・ 現行法令の適用による取締りの強化
  - ・ インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及
  - ・ 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
  - ・ 自主ガイドラインの策定の支援等
  - ・ インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
- ウ メディア・リテラシーの向上
  - ・ メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
  - ・ 情報教育の推進

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

- ・ 男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透
- ・ ガイドラインの他の機関への啓発

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実
  - ・学校教育全体を通じた指導の充実等
  - ・家庭科教育の充実
- イ 高等教育の充実
  - ・高等教育機関における男女共同参画の推進
  - ・奨学金制度の充実
- ウ 社会教育の推進
  - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
  - ・男女共同参画に関する学習機会の提供
  - ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実
- エ 教育関係者の意識啓発
  - ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
  - ・社会教育関係者の意識啓発
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
  - ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
  - ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進
  - ・リカレント教育の推進
  - ・放送大学の整備等
  - ・学校施設の開放促進等
  - ・青少年の体験活動等の充実
  - ・民間教育事業との連携
  - ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進
  - ・現代的課題に関する学習機会の充実
  - ・学習成果の適切な評価
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
  - ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
  - ・女性の能力開発の促進
  - ・女性の学習グループの支援
  - ・国立女性教育会館の事業の充実等
- ウ 進路・就職指導の充実
  - ・進路指導の充実
  - ・女子高生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施
  - ・就職指導の充実
  - ・各経済団体等への協力要請

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

- ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
- ・未締結の条約に関する検討
- ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ア 国連の諸活動への協力
  - ・国連の諸活動への協力
- イ WID/ジェンダーの推進
  - ・WIDイニシアティブの推進
  - ・WID推進体制の充実
  - ・NGO等との連携・協力の強化
- ウ 女性の平和への貢献
  - ・平和を推進する国際機関等への貢献
- エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- オ 国際交流・協力の推進
  - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
  - ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
  - ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

## 第3部 計画の推進

### 1 国内本部機構の組織・機能強化

#### (1) 男女共同参画会議の機能発揮

- ・男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

#### (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- ・施策の総合的な推進、フォローアップ等
- ・年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

### 2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

### 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

- ・地方公共団体に対する支援の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成